

介護保険福祉用具購入のしおり（鶴岡市）

令和6年4月1日改訂版

1. 対象者 介護保険の要介護・要支援認定を受けていて、在宅において次項の福祉用具を購入した方
2. 種目 (1) 腰掛便座
(2) 自動排泄処理装置の交換可能部品
(3) 排泄予測支援機器
(4) 入浴補助用具
(5) 簡易浴槽
(6) 移動用リフトのつり具の部分
(7) スロープ
(8) 歩行器
(9) 歩行補助つえ
} 一部、購入と貸与の選択制
※ なお、購入品目が対象となるか次頁の詳細でも確認できない場合は、下記問い合わせ先までお問い合わせください。
3. 支給限度基準額 一年度の間(4月～翌年3月)に購入した品目の総額に対して10万円が限度額になります(最高支給額は、10万円の9割、8割または7割(=9万円、8万円または7万円)。
一年度の中に既に同一の種目(用途及び機能が著しく異なるものを除く)に支給されている場合は、介護の必要の程度が著しく高くなった場合など、特別な事情がある場合であって、市が必要と認める場合を除き、支給の対象となりませ
4. 該当要件等 (1) 都道府県知事の指定をうけた指定特定福祉用具販売事業所(*)から購入したものであること。
(2) 購入した日に、要介護認定または要支援認定を受けていること。ただし、認定の有効期間の開始日は要介護認定の申請日まで遡るので留意してください。
(3) 福祉用具が必要な理由があること。
(4) 購入した時点で被保険者であり、かつ在宅(介護保険施設・病院以外)で生活していること。
(5) 福祉用具の修理は、支給の対象とはなりません。
(6) 福祉用具貸与の品目を購入した場合は、支給の対象とはなりません。
(貸与の品目についてはお問い合わせください)
5. 必要な書類等 (1) 福祉用具購入費支給申請書
・介護保険被保険者証に記載の被保険者番号を記載すること
・口座振込依頼欄に振込口座(被保険者本人名義のもの)を記載すること
※原則、被保険者本人名義以外の口座へは振込できません。
(2) 領収証(販売事業者の任意様式。被保険者本人宛のもの。)
※宛名、日付のないもの、被保険者本人以外の宛名のもものは不可。
(3) 購入した福祉用具のパンフレット(販売事業者等からもらう。写しでも可。)
6. 給付費の支払 申請後、書類の審査を終えて約2ヶ月後に、指定の金融機関口座に給付費が振り込まれます。

問い合わせ先

鶴岡市 本所長寿介護課
各地域庁舎市民福祉課

TEL 35-1277(内線194)